

学校教育における

「法」に関する教育の推進

「法」に関する教育カリキュラムの活用に向けて

東京都教育委員会は、次代を担う子供たちが、法やきまり、ルール及び司法について学び、自由で公正な社会の担い手としての資質・能力を身に付けることができるよう、学習指導要領における「法」に関する教育に関わる指導内容を明らかにするとともに、各教科等の指導計画例を示した『法』に関する教育カリキュラムを作成し、都内公立小・中学校に配布しました。

本リーフレットでは、この『法』に関する教育カリキュラムを踏まえた、「法律実務家との連携の視点」とその「授業展開例」、「憲法及び立憲主義の意義を生活と関連付けて学ぶ授業展開例」を紹介します。

法律実務家との連携の視点（例）

視点

1

教材の作成・収集における連携

- 教材作成における法実務を生かした助言と協力
 - *小学校第4学年社会科 「災害からまちを守るために」
 - *中学校特別活動 「教室美化のためのルールづくり」
- 模擬授業等で活用した教材の提供
 - *高等学校第3学年公民科〔政治・経済〕 「民主政治の基本原則と日本国憲法」



〔授業実施前の打合せの様子〕

視点

2

授業の実施中・実施後における連携

- 授業実施中の支援
 - ・チームティーチングの実施
 - *中学校特別活動 「教室美化のためのルールづくり」
- 授業実施後の支援
 - ・次時の授業に向けた改善の方向性についての助言 等
 - *小学校第6学年社会科 「私たちの暮らしを支える政治」



〔授業実施後の協議会の様子〕

法に関する教育とは……

法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている「自由・権利」と「責任・義務」などの価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育

単元名「私たちの暮らしを支える政治」

憲法の三原則の一つである基本的人権の尊重に重点をおいた授業構想

【関心・意欲・態度】

- ・我が国の政治の働きに関する社会的事象に関心を持ち、それを意欲的に調べ、日本国憲法に基づく我が国の政治の働きを考えようとしている。

【思考・判断・表現】

- ・地方公共団体の政治の働きについて追究し、国民生活と関連付けて政治は国民主権の安定と向上を図るために大切な働きをしていることについて考え、適切に表現している。

【観察・資料活用の技能】

- ・地方公共団体の政治の働きについての確に調査したり、各種の基礎的資料を活用したりして、必要な情報を集め、レポートや作品などにまとめている。

【知識・理解】

- ・国民生活には、地方公共団体や国の政治の働きが反映していることや、国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていることを理解している。

単元の構成
12 時間扱い

1 学習問題を見いだす

「まちの人々の願い（保護者アンケートより）を知り、政治の働きについて興味・関心を高める。」〈1時間扱い〉

2 調べる計画を立てる

「学習問題に対する予想を考え、学習計画を立てる。」〈1時間扱い〉

3 区の政治の働きを調べる

「放課後子ども事業『わくわくチャレンジ広場』が実現するまでの流れを調べ、区役所や区議会の役割をつかむ。」〈1時間扱い〉

4 区では、税金がどのようなことに使われているのかを調べる

「区では税金がどのようなことに使われているのか、人生年表を作成して、『赤ちゃんの頃』、『小学生の頃』、『大人になった頃』、『おじいちゃん・おばあちゃんになった頃』などの年代別に調べる。〈1時間扱い〉

5 税金の果たす役割を考える

「コミュニティバスの運行に税金が使われている理由を考える。」〈1時間扱い〉

6 国会の働きを調べる

「国会の役割や法律ができるまでの流れ、選挙のしくみについて調べ、図にまとめる。」〈1時間扱い〉

7 内閣の働きについて調べる

「内閣の仕事や、内閣のしくみについて調べ、図にまとめる。」〈1時間扱い〉

8 裁判所の働きについて調べる

「裁判所の仕事について調べ、三権分立のしくみを図にまとめる。」〈1時間扱い〉

9 裁判員制度について調べる

「裁判員の選ばれ方、裁判の進め方、裁判員の役割などについて調べる。」〈1時間扱い〉

10 裁判に対する理解を深めるために、模擬裁判を体験する

「刑事模擬裁判を体験する。」〈2時間扱い〉

11 学習問題に対する自分の考えをまとめる

「これまで学習したことを関連図にまとめる。」
「学習問題に対する自分の考えを書く。」〈1時間扱い〉

本時のねらい:税金は、国民が健康で文化的な生活を送るために大切な役割を果たしていることを理解する。

導入

前時の振り返りをする。

赤ちゃんや子供、お年寄りまで私たちが生活していく上でたくさんの税金が使われている。

展開①

区がコミュニティバスを走らせた理由を予想する。
「なぜ、路線バスの廃止された地域にコミュニティバスを走らせたのだろう。」

「バスに乗れなくなって困ったから。」「地域の人がバスを復活させてほしいと訴えたから。」

税金を使ってバスを運行している理由を考え、発表する。

「地域の人たちが困っていたから、助けたい。」「願いをかなえたい。」「地域の人たちが便利になるように、よい暮らしをしてほしい。」「どの地区も平等だから。」

展開②

廃止と復活の事実を提示し、課題意識をもたせる。

税金の使い方は、法やきまりに基づいていることを理解する。

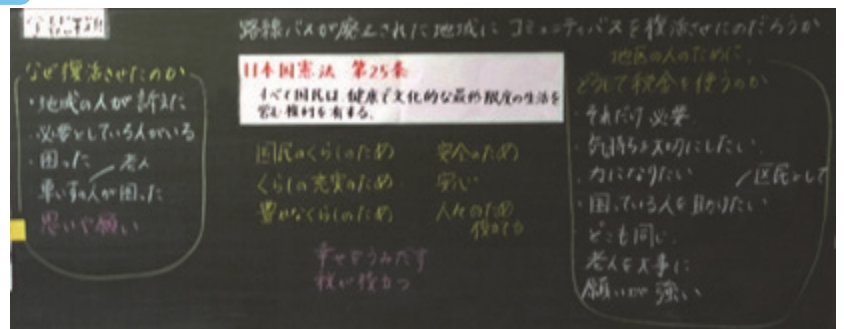
日本国憲法第25条
・すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

税金は、「国民の生活を充実させるため、
「豊かな暮らしのため、
「幸せを生み出すため」に使われている。

終末

学習の振り返りをする。

「人々の思いや願いがあったから、区は税金を使ってコミュニティバスを走らせた。日本国憲法にあるような生活をするために、税金を使っていることが分かった。」



〔なぜ、コミュニティバスを走らせたのだろうか〕

「コミュニティバスは、地域の人からの多くの声を受けて、走らせた。廃止になったときは赤字続きでかなり大変だっただろうけど、また新たにバスを生み出すことによって、地域の人々の暮らしが豊かになった。多くの税金を使ったのは事実だけれども、憲法を守ろうとする素直な心が地区の人々の笑顔を作りだした。」

「税金は、私たちの安全な暮らし、充実した生活のためなどに使われているから、無駄にしないように税金で作られたものを大切にしようと思った。」

単元名「災害からまちを守るために」

地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりに重点をおいた授業構想

【関心・意欲・態度】

・消防署や関係諸機関、地域の人々の働きに関心をもち、興味をもって意欲的に調べながら、地域の一員として火災予防のために努力しようとしている。

【思考・判断・表現】

・消防署や関係諸機関だけでなく、地域の人々も協力する体制をとっていることについて見通しをもって追究し、それぞれの機関が協力して消火活動や火災予防に取り組んでいることを考え、表現している。

【観察・資料活用の技能】

・消防署をはじめとする諸機関の取組について、消防署の見学や、インタビューをしたり、資料を活用したりして調べている。

【知識・理解】

・消防署の人々は安全を守るために、関係諸機関や地域の人々と協力して火災予防に努めていること、また、発生時には関係諸機関や地域の人々と相互に連携して緊急に対処する体制をとっていることを理解している。

単元の構成
10時間扱い

1「災害からまちを守るための学習問題を見いだす。」
〈2時間扱い〉

2「消防署や関係諸機関の働きや学校の消防設備について調べる。」
〈3時間扱い〉

3「消防士や消防団員の取組や思いを調べる。」
〈4時間扱い〉

4「わたしたちができる防災対策についてまとめ、発表する。」
〈1時間扱い〉

本時のねらい：消防団員の取組や思いを知り、自分たちができる災害を防ぐ取組について考える。

導入

消防士と消防団員の活動を比較し、消防団に質問する内容を確認する。

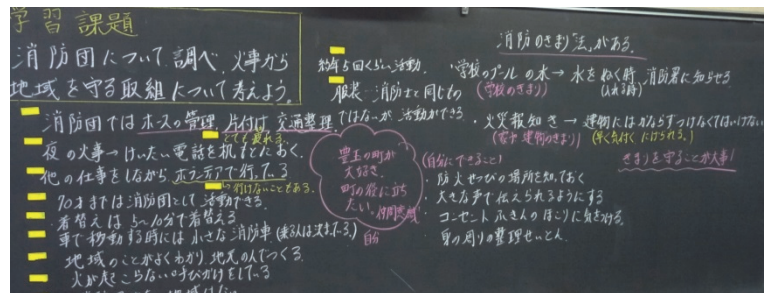
「消防団には、どのように火事の連絡がくるのですか。」「どのくらいで現場に到着するのですか。」

展開

消防団員に質問し、消防団の取組を調べる。

身近な場所にきまりがあり、それを守ることが地域の安全が守られていることを捉えさせる。

消防団員から地域の災害を防ぐために、守るべききまりがあることを聞く。



（消防団について調べ、火事から地域を守る取組について考える）

きまりを知った上で、火事などの災害を防ぎ、安全に過ごすために、自分たちができることを考える。

「消火器の場所を事前に確認し、火事が起きた時に教えられるようにする。」「普段から火の扱いに気を付ける。」

消防団員から自助の取組例について聞く。

防火設備や消火器の場所を知っておくこと、燃えやすいものを家やその周りに置かないことなど子供でもできることがたくさんあることを理解する。

終末

今日の学習を振り返り、考えたことをノートにまとめる。

きまりを守ることの大切さに気付かせる。

「消防団の人は、消防士とは違う役割があって、地域を守るために活動してくれていることが分かった。地域を守るために自分にもできることはたくさんやっていきたい。」

「消防団の人は地域を守ってくれてありがたかった。防火設備の場所を知っておく、コンセントをこまめに抜いて、火事を防ぐことならば、自分にもできそうなので、やっていきたい。」

「消防団の人は寝るときは枕元に携帯電話を置いていることが分かった。また、消防のきまりを守るなど、自分にもできる取組があることが分かった。」

単元名「教室美化のためのルールづくり」

ルールの
意義や役割
に重点をおいた
授業構想

【関心・意欲・態度】

・みんなが気持ちよく過ごせるようにするために、教室美化のためのルールをつくることについて興味・関心をもつ。

【思考・判断・実践】

・学校全体の取組の視点から教室美化のためのルールを考え、判断するとともに、学級全体で実践しようとする。

【知識・理解】

・みんなが気持ちよく過ごせるようにするために、教室美化のためのルールをつくることの意義やその手順・方法などについて理解する。

単元の構成
3時間扱い

1 「学級における生活上の諸問題の解決として、教室美化のためのルールづくりを取り上げる。」
〈1時間扱い〉

2 「教室美化のためのルールについて決め、学級全員で実践しようとする。」
〈1時間扱い〉

3 「ルールの意義や役割について確認する。」
〈1時間扱い〉

本時のねらい：提案理由や話合いのめあてを大切にしながら、教室美化のためのルールをつくることができる。

導入

班長会から提案の理由を説明する。

- 〈1班〉ロッカーの中に入れるもののリストをつくり、それ以外のものは入れない。〔机やロッカーの中に入れて帰る人が少なくないから。〕
- 〈2班〉燃やすごみ、燃やさないごみの仕分けをきちんとする。〔ごみの分別ができていないから。〕
- 〈3班〉机の横に消しゴムのカス入れを設置する。〔机の周りの床が汚いから。〕
- 〈4班〉掃除用具は使ったらきちんとフックにかける。〔次に使う時に使いやすくするため。〕
- 〈5班〉ロッカーの中に入れる資料集などの背表紙を表に向ける。〔取りやすく、見栄えをよくするため。〕
- 〈6班〉週に1日ロッカーなどをきれいにしたり、点検する人を決めたりして清潔にする。〔呼びかけても実践しない人が出てくると思ったから。〕

展開

課題意識もち、
解決しようと
する。



学級全体の取組の視点から教室美化のためのルールを考え、判断している。

班ごとに各班の提案について話合いをし、その結果を学級全体で発表する。

- 〈全体への質問〉 決まったルールは学級だけに適用されるのか。
- 〈6班への質問〉 点検は誰が行うのか。
- 〈2班への意見〉 ごみの分別は、学級だけのルールではなく、社会全体のルールだと思う。
- 〈全体への意見〉 守ることができていない人がいるから、ルールにしないといけなのではないか。

意見を参考に、学級の教室美化ルールを決定する。

- ・1班、2班、4班、5班の提案を教室美化ルールとして決定する。
- ・3班、6班の提案については、継続審議とする。

行政書士の先生に解説をしていただきながら、ルールの
つくり方について理解を深める。



〔行政書士の先生による解説〕

終末

授業を振り返って、まとめる。

「ルールをつくる時には、関係する人たちがルールづくりに参加することが大切であることを学んだ。」
「ルールを守れない場合、安易に罰則を設けるのではなく、何度も話し合うことが大切だということがわかった。」
「法律はどのようにつくられているのか、興味がわいた。」

憲法及び立憲主義の意義を生活と関連付けて学ぶ授業展開例

中学校
第3学年
社会科

単元名「法に基づく政治」 政治についての見方や考え方の基礎を養う

〔公民的分野〕

憲法の意義に重点をおいた授業構想

- 【関心・意欲・態度】
 - ・自分たちの生活が憲法と法律によって守られていることを知り、法に基づく政治に興味・関心をもつ。
- 【思考・判断・表現】
 - ・憲法の存在意義、憲法と法律の違い、法に基づく政治の必要性について多面的・多角的に考察し、その結論を自分の言葉で表現している。
- 【資料活用の技能】
 - ・様々な資料から憲法の存在意義、憲法と法律の違い、法に基づく政治の必要性を読み取っている。
- 【知識・理解】
 - ・日本国憲法の条文の知識だけでなく、なぜそのような規定があるのかについて知り、民主的な社会生活を営むためには法に基づく政治が大切であることを理解する。

単元の構成
3時間扱い

1 「憲法の意義について考える。」
〈1時間扱い〉

2 「基本的人権とは何かについて考える。」
〈1時間扱い〉

3 「法に基づく政治の意義を考える。」
〈1時間扱い〉

本時のねらい：身近な生活と法との関わりを考えるを通して、法の意義及び法に基づいた政治の大切さについて理解する。

導入

教師の発問に沿って前時の学習（憲法の意義）を振り返る。

展開

クラスで決めていいことと決めてはいけないことを考える。

〈事例〉

- ・宿泊行事におけるクラスの出し物
- ・クラス一人一人の昼休みの過ごし方
- ・教室の掃除当番の決め方
- ・クラスの中で一番人数の多い部活動の目標
- ・遠足におけるバスの座席
- ・クラス内の有志が発行している新聞の内容
- ・文集に載せるクラス内の今年の十大ニュース

「みんなで決めていいことは、全体に関わることで、個人や特定の団体以外の全員が参加すること。」
「みんなで決めてはいけないことは、個人に関わることで、個人の自由を侵すことや平等でないこと。」

分類した理由を
明確にする。

国会議員が決めていいことと決めてはいけないことを考える。

〈事例〉

- ・政治を批判した人を処罰すること
- ・他人のものを盗んだ人を処罰すること
- ・女性に選挙権を認めないこと
- ・18歳以上の人に選挙権を認めること
- ・政府が国民一人一人の職業を適切に決定すること
- ・政府が失業者の求めに応じて職業を紹介すること

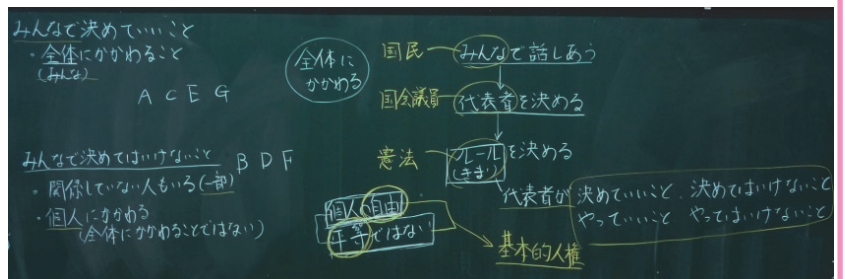
「国会で決めていいことは、国民の利益になったり、被害から守ったりすること。」
「国会で決めてはいけないことは、個人の自由が奪われること、誰かが不利益を被ること。」

終末

クラスで決めていいことと、国会で決めていいことの共通することを考える。

基本的人権が、
法律で制限でき
ない理由を理解
させる。

「クラスでも国会でも、決めていけないことは、個人の自由任せられるべきことである。」
「国会で決めていいことは、社会全体に関わることである。」



〔クラスで決めていいことと国会で決めていいことの共通点を考える。〕

単元名「民主政治の基本原則と日本国憲法」

法についての基本的な見方や考え方を身に付ける

法の意義と機能、法に関する諸課題に重点をおいた授業構想

【関心・意欲・態度】

・国民主権や法の支配、基本的人権の保障を原理とする民主政治の本質を、意欲的に追究している。

【思考・判断・表現】

・国民主権や法の支配、基本的人権の保障を原理とする民主政治の本質を、多面的・多角的に考察し、その過程や結果を様々な方法で適切に表現している。

・法に関する諸課題について、社会の変化や様々な考え方を踏まえ、公正に判断して、その過程や結果を様々な方法で適切に表現している。

【資料活用の技能】

・新聞記事などの資料の中から、民主政治の本質や現代社会の諸課題についての学習に役立つ情報を適切に選択して、効果的に活用している。

【知識・理解】

・法は個人あるいは集団の権利を擁護するとともに、社会の秩序を維持する機能を有していることを理解し、その知識を身に付けている。

・法の支配とは、個人の尊厳と法の下での平等を求めらるものであることを理解し、その知識を身に付けている。

単元の構成
7時間扱い

1 「望ましい政治の在り方を考察する。」
〈2時間扱い〉

2 「主権者としての政治参加の在り方について考察する。」
〈2時間扱い〉

3 「民主政治の考え方について考察する。」
〈2時間扱い〉

4 「法に関する現代社会の諸課題について追究する。」
〈1時間扱い〉

本時のねらい：法の意義と機能について理解し、法についての基本的な見方や考え方を身に付ける。法に関する諸課題について、主体的に考察し、公正な判断力を養う。

導入

空中権という法的な権利を利用して建設費用を捻出した事例を踏まえて、効率と公正の観点から、法の意義と機能について考える。

展開

様々な人々の立場や権利を慮り、多面的・多角的に考察させ、公正に判断させる。

待機児童問題の解決に、どのような法律が必要か、個人で考えたことをグループで検討する。

「保育園を義務教育化すればいいのではないか。」
「保護者の勤務場所でも保育園を開設できるようにするとよい。」
「高層の建築物で保育園を設置できるようにする。」

根本的な解決になるのか、なぜこれまで実行されていないのか、発問を繰り返し、考察を深める。

写真資料（児童が歩道を3列で歩いている様子）を見て、主権者である国民として、今後、日本で変えるべきと考えるところがあれば、理由とともに記述する。

「学校のきまりでは、3列で並んで登校してはいけないことになっている。」
「宗教によっては、肌を露出させてはいけないのではないか。」
「子供だけで歩いているのか。今後、治安の悪化に伴い、法律を変える必要があるかもしれない。」

法律は国ごとに国民や国民の代表者が最適を考えてつくっているのだと理解する。一方で国民が望まない法律が存在するのはなぜか、考える。

「法律や条例で自由を奪うべきではない。法律をつくらなければならない現状を変えるのが先ではないか。」
「今の法律は今の日本に合っている。変えるべきなのは日本人の法律への意識だと思う。」
「時代の変化に合わせて法律や憲法は改めなければならないが、それには時間をかけるべき。」

18歳選挙権にも触れ、主権者としての当事者意識を喚起する。

終末

主権者として、どのような法律が必要か、どのような法律が最適か、といったことを考える視点を身に付ける。

授業の実施前・実施中・実施後における法律実務家との連携について

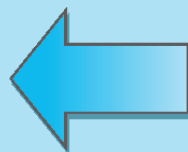
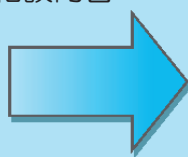
各学校において、「法」に関する教育の基本的な考え方を踏まえた単元・題材等の指導計画の作成・実施・評価・改善に当たっては、「法やきまり、ルール及び司法」にかかわる指導内容を扱うことから、教師による創意工夫を生かした指導を中心としながら、法律実務家と連携を図った取組を行うことが考えられます。

学校と法律実務家との関連

学校

「法やきまり、ルール及び司法」にかかわる指導内容を扱う。
(相談内容)
新たな指導方法を紹介してほしい。
生じた疑問に対して助言してほしい。
事前に授業を行ったが、うまくいかなかった。
授業内で、児童・生徒の学習活動を価値付けてほしい。

授業のねらいを明確にした相談内容



法律実務家

東京弁護士会 広報課

電話 (03)3581-2251
ファクシミリ (03)3581-0865

東京司法書士会 事業・研修課

電話 (03)3353-9191
ファクシミリ (03)3353-9239

東京都行政書士会 法教育推進特別委員会

電話 (03)3477-2881
ファクシミリ (03)3463-0669

相談内容に対する回答
法的根拠の提供
打合せの日時の確定

教育委員会

東京都教育庁指導部義務教育指導課 法に関する教育担当

電話 (03)5320-6841
ファクシミリ (03)5388-1733
電子メール S9000024@section.metro.tokyo.jp

相談内容も含めて、当課担当指導主事が、学校と法律実務家とのコーディネートもいたします。
授業を行う2か月前を目途に御相談いただくと、打合せの日時を十分に確保することができ、授業の一層の充実を図ることができます。